



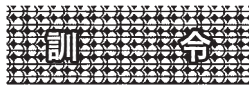
長野県報

3月31日(金)
平成29年
(2017年)
号外

目次

訓令

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正（教育政策課）	1
長野県立学校職員服務規程の一部改正（高校教育課・特別支援教育課）	1
長野県立学校長職務規程の一部改正（高校教育課・特別支援教育課）	1
長野県立高等学校における兼務に関する規程の廃止（高校教育課）	2
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正（教育政策課）	2



長野県教育委員会訓令第6号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県教育委員会

別表のスポーツ課の項中「**国体係**」を

「**国体準備係**」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第7号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正します。

平成29年3月31日

長野県教育委員会

様式第25号の3中「6に記入）」を「6に記入）（□再度の延長）」

に、

「**年 月 日から 年 月 日まで**」

を

「**年 月 日から 年 月 日まで**
〔うち、期間の再度の延長の場合における
当初の休業の期間 年 月 日まで〕」

に改める。

高校教育課
特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第8号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程（昭和25年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県教育委員会

第17条に次のただし書を加える。

ただし、県立中学校並びに長野県中野立志館高等学校、長野県北部高等学校、長野県長野商業高等学校、長野県長野工業高等学校、長野県松代高等学校、長野県屋代高等学校、長野県屋代南高等学校、長野県上田染谷丘高等学校、長野県丸子修学館高等学校、長野県蓼科高等学校、長野県望月高等学校、長野県小諸商業高等学校、長野県小諸高等学校、長野県茅野高等学校、長野県諏訪清陵高等学校、長野県下諏訪向陽高等学校、長野県岡谷東高等学校、長野県箕輪進修高等学校、長野県駒ヶ根工業高等学校、長野県飯田OIDE長姫高等学校、長野県阿智高等学校、長野県蘇南高等学校、長野県木曽青峰高等学校、長野県塩尻志学館高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県穂高商業高等学校、長野県大町岳陽高等学校及び長野県白馬高等学校の校長にあっては、第1号のサからセまで、夕及びチに掲げる事項を除くものとする。

第17条第1号のイ中「特別養子縁組休暇」を「介護時間」に改め、

同号のチを削り、同号のタを同号のチとし、同号のソの次に次のように加える。

タ 職員の寒冷地手当の決定

第17条第1号のツを削り、同号のテを同号のツとする。

高校教育課
特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第9号

県立高等学校

長野県立高等学校における兼務に関する規程（平成28年長野県教育委員会訓令第3号）は、平成29年3月31日限り、廃止します。

平成29年3月31日

長野県教育委員会

高校教育課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局

教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県教育委員会教育長

第4条第3項中「県立中学校、高等学校」を「高等学校（長野県中野立志館高等学校、長野県北部高等学校、長野県長野商業高等学校、長野県長野工業高等学校、長野県松代高等学校、長野県屋代高等学校、長野県屋代南高等学校、長野県上田染谷丘高等学校、長野県丸子修学館高等学校、長野県蓼科高等学校、長野県望月高等学校、長野県小諸商業高等学校、長野県小諸高等学校、長野県茅野高等学校、長野県諏訪清陵高等学校、長野県下諏訪向陽高等学校、長野県岡谷東高等学校、長野県箕輪進修高等学校、長野県駒ヶ根工業高等学校、長野県飯田OIDE長姫高等学校、長野県阿智高等学校、長野県蘇南高等学校、長野県木曾青峰高等学校、長野県塩尻志学館高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県穂高商業高等学校、長野県大町岳陽高等学校及び長野県白馬高等学校を除く。別表第5において同じ。）」に改める。

別表第5を次のように改める。

（別表第5）（第4条関係）

教育機関（高等学校及び特別支援学校に限る。）の長が専決する事項

職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定

教育政策課